

温海中学校「部活動等に関するガイドライン」

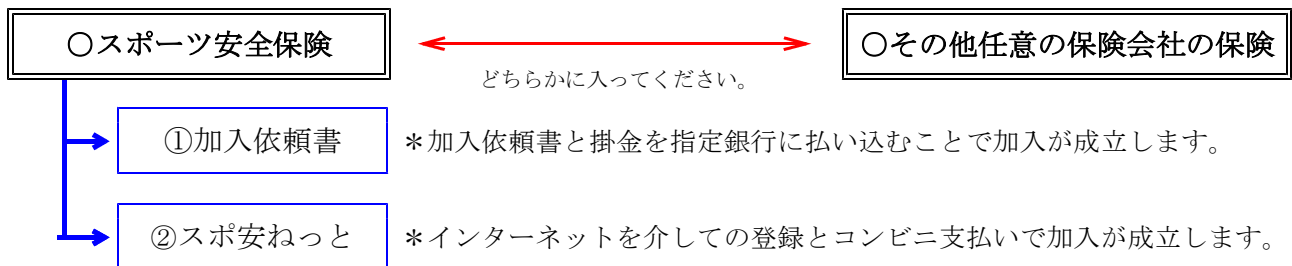
令和5年4月現在

		温海中学校部活動・スポーツクラブ活動形態についての細部確認事項	
		部活動	スポーツクラブ（保護者会主催）
目的		(1) 本校生徒の心身共に健全な生徒の育成をめざします。 (2) 学校(顧問教員)と保護者、地域の指導者が協力して生徒を支えます。	
運営		(1) 部活動顧問(校長委嘱)・保護者会・地域指導者の三者の連携と機能の分担によって運営します。 (2) 活動に関する学校の基本方針に則って運営します。 * 各クラブの「規約」に基づいた運営(規約内容の確認と改善の継続) (3) 生徒・指導者の身体的・精神的負担、保護者の経済的な負担等を考慮し、公立中学校の放課後活動として適切に運営します。 (4) 授業や学校生活に支障を来す活動にならないよう適切に運営します。 * 顧問が保護者会・地域指導者と調整の上、月の動計画を提出(前月25日まで)	
加入		◎ 任意加入制とする。	◎ 任意
管理指導		◎ 部活動顧問 ◎ クラブ指導者	◎ クラブ指導者と保護者が指導・引率・管理にあたります。学校の部活動顧問は指導に携わりません。
活動時	授業日	(1) 活動日は、火・水・金の週3回を原則とする。 (2) 活動時間は、4月～10月は17時45分、11月～3月は17時15分まで。 (3) 地区総体、地区新人戦の3週間前からは、木曜日の活動を許可する。 (4) 定期テスト5日前からテスト当日までは部活動もクラブも行わない。	(1) <u>部活動に連続してクラブとして活動する場合は、合計2時間程度または片付けも含め午後7時までとします。</u> * 毎週月曜日は活動休止日 (2) 早朝・夜間(午後7時以降)の活動は禁止。 (3) クラブの時間は、生徒の安全確保の為に、指導者又は保護者が必ずついてクラブの管理と指導を行う。 (4) <u>クラブの送迎は保護者の送迎を基本とする。</u> (5) <u>クラブの活動の計画は、代表者が毎月20日まで申請諸を教頭に提出する。</u> (6) 月曜日以外の職員会議・研修会等の一斉下校日でもコーチや保護者がつけるクラブについては、 <u>下校することなく活動をすることが出来る。</u>
	休業日	(1) 活動時間は1日3時間程度。*移動時間を含めず。活動時間は土曜日午前中。 (2) <u>鶴岡市及び市校長会のガイドラインの遵守を基本とします。</u> ① 休業日(土・日・祝)は部活動を行わない。 ② 中体連・中文連主催の事業及び中体連・中文連主催・共催の大会(コンクール)については教員(顧問)の引率・指導の下、部活動として活動することもできる。 * 土・日2日間活動した場合は、平日の部活動の休止日以外に別の1日を休止日とする。 ③ 以下の特例については、満たす要件に従い、部活動として活動することもできる。 特例 特例 i 中体連主催大会の2週間前からの休日に行う「練習試合」については、教員が引率・指導することもできる。また、文化部活動の大会(コンクール)の2週間前からの休日に行う「通常の練習活動」については、教員が引率・指導することもできる。 * ただし、半日程度とする。[特例 i の対応は移行期のみ] 特例 ii 「文化部活動」については、以下の[ア]のいずれかに該当している場合、[イ]の範囲内で、教員の引率・指導の下で活動することもできる。 [特例 ii は移行期のみ及び体制が整うまで] [ア] 活動を認めるやむを得ない場合 ・ 休日の指導体制が整っていない場合 ・ 学校施設が一般開放できない場合 [イ] 認める場合 ・ 大会(コンクール)の3週間前からの休日 ・ 土日2日間の内1日(半日程度)以内 ・ 3連休の内2日(1日当たり半日程度)以内 * 土日に連続しない祝日は校長判断とする	
長期休業		① 平日、週4回の活動(1日3時間程度)を上限とします。 ② 休日に活動する場合は、 <u>事前に顧問が相談し校長の許可をとります。また、行う場合活動の母体はクラブを基本とする。</u>	

	③ 閉庁期間中は部活動もクラブ活動もしない。	
活動の停止	◎ 安全上の配慮から、以下のようなときは活動を行わない。 ① 管理にあたる者が活動場所に不在のとき ② 学校内で感染症等が流行したとき、もしくはその恐れがあるとき ③ 台風の接近や暴風雪警報の発令など、生徒の安全確保が困難なとき	
スクールバスについて	◎ 令和5年度の土曜日の運行は、保護者会クラブ活動を「部活動等」として従来どおり運行する。 ① 土曜日午前の1往復とする。 ② 空バスを出さないよう、保護者会クラブ活動の予定を学校に提出する。 ③ 登校時に空バスになった場合は、その方面の下校運行を行わない。 ④ 臨時運行は、中体連主催の大会やコンクールに参加する場合を原則とする。	
本校施設	◎ 最優先 します。	◎ 優先 します。
校外施設	◎校長名で、利用料金の 減免(全免)申請 することができます。	
大会参加	◎ 以下の大会は 顧問が監督 を務め、部員の指導・管理にあたることもできる。 ・ 中体連・中文連主催の大会（総体、新人、県中学総体、北ブロック大会等） ◎ 上記以外の大会は、参加の有無も含めて顧問と保護者会が協議の上対応し、校長の許可を受け参加する場合はスポーツクラブとして参加します。	
遠征・宿泊	鶴岡市学校管理規則第4条により、部活動の対外活動は県内を原則とし、やむを得ない事情で県外に遠征又は宿泊を伴う場合は、 校長が承認の上、市教委への届出が必要 です。 ◎ 宿泊を伴う遠征は1泊2日以内、年2回まで 。（新チームの活動開始から1年間） ※ 事前に実施計画等を校長に提出して下さい。 ※ 遠征とは、他県での練習試合等に参加する場合を指します。 ◎ 日帰りの遠征は、往復の運行距離が概ね300kmを超えない 。（事前申請が必要） ◎ 保護者による送迎は庄内管内のみとします。※新潟県の聖籠町までは可。それ以外の移動は公共の交通機関を利用します。 ◎ クラブとして学校外へ移動する場合はスクールバスは利用できません。 ◎ 県内でも、宿泊を伴う場合は校長の承認と市教委への届出が必要です。	
保険	◎日本スポーツ振興センター（本校生徒は全員加入）	◎任意保険に加入（必須）

<付記>

- ① 上記の「部活動等に関するガイドライン」は、部活動・クラブ連絡会で内容の確認を行います。
- ② 部活動・スポーツクラブの担当は教頭並びに部活動担当が行います。
- ◎ 保険加入について …スポーツクラブの保険は以下の2つのいずれかの保険に入ってください。



[注] スポーツ安全保険の保障期間は、4/1～翌3/31 ですので、**3月中に次年度の新2・3年生の保険加入が必要**です。新1年生の新入部員については、その都度追加加入になります。

地域指導者の保険も各クラブ毎に加入して下さい。保険料は後日市教委から支給されます。

1. 第3回 保護者会長会(3月)の後に提出する文書
 - ① スポーツクラブ登録申請書（添付：団体保険加入証書コピー、規約等）…クラブ代表者
 - ② 地域指導者推薦書…クラブ代表者
 - * 他の申請書類は、支援クラブ登録後に顧問を通して送付します。
2. 随時、提出する文書
 - ①月毎の活動計画書（前月20日まで）……………部活動顧問
 - ②対外運動競技等実施許可申請書（添付：実施計画書）…部活動顧問
 - ③体育館施設使用申請書を毎月20日までに教頭に提出…スポーツクラブ代表者